

第4章 給付管理とサービス・活動事業費の請求事務

1 サービス・活動事業のコードと事業所の関係

サービス種類コードと事業所指定の関係及びサービス種類ごとの1単位の単価については以下のとおりです。

(1) サービス種類コードと事業所指定 ※詳細なコードは別表単位数サービスコード表を参照

サービス種類コード	サービス種類名	該当する事業所
A2	介護予防訪問サービス	岡山市の介護予防訪問サービス事業者の指定を受けている事業所
A3	生活支援訪問サービス	岡山市の生活支援訪問サービス事業者の指定を受けている事業所
A6	介護予防通所サービス	岡山市の介護予防通所サービス事業者の指定を受けている事業所
A7	生活支援通所サービス	岡山市の生活支援通所サービス事業者の指定を受けている事業所

※ 総合事業のサービス・活動事業者の指定状況は事業者指導課のホームページに掲載しています。
(毎月更新)

(2) サービス種類ごとの1単位の単価について

サービス	1単位の単価
A2:介護予防訪問サービス	10.21
A3:生活支援訪問サービス	10.21
A6:介護予防通所サービス	10.14
A7:生活支援通所サービス	10.14

2 総合事業における日割り算定について

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)(令和6年3月28日事務連絡)

総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業の日割り請求は、月の途中から利用開始の契約を行った場合、包括報酬でなく契約日を起算日とするなど、従来の予防給付と起算日が異なります。主な利用例を次に示しますが、詳しくは次ページ以降の資料でご確認ください。

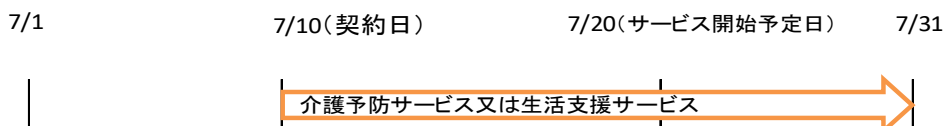
- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。

※サービス算定対象期間:月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。

月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

(1) 月途中で新規に総合事業サービスを利用する場合

※利用者との契約日を起算日として日割算定を行います。ただし、利用者と事業者双方の合意があれば、利用開始予定日等を起算日としても差し支えありません。



① 契約日(7/10)を起算日として日割算定する場合: 日割単位数 × 21日

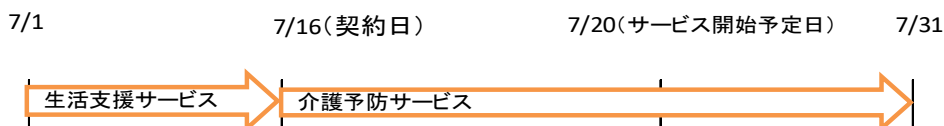
② 双方の合意によりサービス利用開始日(7/20)を起算日として日割算定する場合:
: 日割単位数 × 12日

①、②のいずれの算定方法も可

(2) 月途中で新規に生活支援サービスから介護予防サービスに変更した場合

(7月16日に生活支援サービスから介護予防サービスに変更した場合)

※利用者との契約日を起算日として日割算定を行います。ただし、利用者と事業者双方の合意があれば、利用開始予定日等を起算日としても差し支えありません。



① 契約日(7/16)を起算日として日割算定する場合:

生活支援サービス 日割単位数 × 15日

介護予防サービス 日割単位数 × 16日

② 双方の合意によりサービス利用開始日(7/20)を起算日として日割算定する場合:

生活支援サービス 日割単位数 × 19日

介護予防サービス 日割単位数 × 12日

①、②のいずれの算定方法も可

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
介護予防通所リハ (介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	開始	・ 区分変更 (要支援Ⅰ ⇄ 要支援Ⅱ)	変更日
		・ 区分変更 (要介護→要支援) ・ サービス事業所の変更 (同一サービス種類のみ) (※1) ・ 事業開始 (指定有効期間開始) ・ 事業所指定効力停止の解除	契約日
		・ 介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居 (※1)	退居日の翌日
		・ 介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除 (※1)	契約解除日の翌日
		・ 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所 (※1)	退所日の翌日
		・ 公費適用の有効期間開始	開始日
		・ 生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	終了	・ 区分変更 (要支援Ⅰ ⇄ 要支援Ⅱ)	変更日
		・ 区分変更 (要支援→要介護) ・ サービス事業所の変更 (同一サービス種類のみ) (※1) ・ 事業廃止 (指定有効期間満了) ・ 事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
		・ 介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居 (※1)	入居日の前日
		・ 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始 (※1)	サービス提供日 (通い、訪問又は宿泊)の前日
		・ 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所 (※1)	入所日の前日
		・ 公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	開始	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（要介護1～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ） 	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（要介護⇔要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除 ・受給資格取得 ・転入 ・利用者の登録開始（前月以前から継続している場合を除く） 	サービス提供日 （通い、訪問又は宿泊）
		<ul style="list-style-type: none"> ・公費適用の有効期間開始 	開始日
		<ul style="list-style-type: none"> ・生保単独から生保併用への変更（65歳になって被保険者資格を取得した場合） 	資格取得日
	終了	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（要介護1～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ） 	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（要介護⇔要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始 ・受給資格喪失 ・転出 ・利用者との契約解除 	契約解除日 （廃止・満了日） （開始日） （喪失日） （転出日）
		<ul style="list-style-type: none"> ・公費適用の有効期間終了 	終了日
		夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護（療養通所介護）	開始
<ul style="list-style-type: none"> ・公費適用の有効期間開始 	開始日		
<ul style="list-style-type: none"> ・生保単独から生保併用への変更（65歳になって被保険者資格を取得した場合） 	資格取得日		
終了	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業所指定有効期間満了 ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除 		契約解除日 （満了日） （開始日）
	<ul style="list-style-type: none"> ・公費適用の有効期間終了 		終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
訪問看護（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合）	開始	・ 区分変更（要介護1～要介護5の間） 変更日
		・ 区分変更（要支援→要介護） ・ サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・ 事業開始（指定有効期間開始） ・ 事業所指定効力停止の解除 ・ 利用者の登録開始（前月以前から継続している場合を除く） 契約日
		・ 短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所（※1） ・ 小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）の退居（※1） 退所日の翌日 退居日の翌日
		・ 医療保険の訪問看護の給付対象となった期間（ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く） 給付終了日の翌日
		・ 公費適用の有効期間開始 開始日
		・ 生保単独から生保併用への変更（65歳になって被保険者資格を取得した場合） 資格取得日
	終了	・ 区分変更（要介護1～要介護5の間） 変更日
		・ 区分変更（要介護→要支援） ・ サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・ 事業廃止（指定有効期間満了） ・ 事業所指定効力停止の開始 ・ 利用者との契約解除 契約解除日 （満了日） （開始日）
		・ 短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所（※1） ・ 小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）の入居（※1） 入所日の前日 入居日の前日
		・ 医療保険の訪問看護の給付対象となった期間（ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く） 給付開始日の前日
		・ 公費適用の有効期間終了 終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	開始	・区分変更（要介護1～要介護5の間）	変更日	
		・区分変更（要支援→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始（前月以前から継続している場合を除く）	契約日	
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所（※1） ・小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）の退居（※1）	退所日 退居日	
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付終了日の翌日	
		・公費適用の有効期間開始	開始日	
		・生保単独から生保併用への変更（65歳になって被保険者資格を取得した場合）	資格取得日	
		・区分変更（要介護1～要介護5の間）	変更日	
	終了	・区分変更（要介護→要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 （満了日） （開始日）	
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所（※1） ・小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）の入居（※1）	入所日の前日 入居日の前日	
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付開始日の前日	
		・公費適用の有効期間終了	終了日	
		開始	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合（ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない）	開始日
			・公費適用の有効期間開始	開始日
			・生保単独から生保併用への変更（65歳になって被保険者資格を取得した場合）	資格取得日
終了	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合（ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない）		中止日	
	・公費適用の有効期間終了		終了日	

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
<p>介護予防・日常生活支援総合事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス（独自） ・通所型サービス（独自） <p>※月額包括報酬の単位とした場合</p>	開始	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）（通所型サービス（独自）のみ） ・区分変更（事業対象者→要支援）（通所型サービス（独自）のみ） 	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（要介護→要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除 	契約日
		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約開始 	契約日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※1） 	退居日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※1） 	契約解除日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護の退所（※1） 	退所日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所療養介護の退所・退院（※1） 	退所・退院日又は退所・退院日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> ・公費適用の有効期間開始 	開始日
		<ul style="list-style-type: none"> ・生保単独から生保併用への変更（65歳になって被保険者資格を取得した場合） 	資格取得日
		<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）（通所型サービス（独自）のみ） ・区分変更（事業対象者→要支援）（通所型サービス（独自）のみ） 	変更日
	終了	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（事業対象者→要介護） ・区分変更（要支援→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始 	契約解除日 （廃止・満了日） （開始日）
		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約解除 	契約解除日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※1） 	入居日の前日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※1） 	サービス提供日（通い、訪問又は宿泊）の前日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護の入所（※1） 	入所日の前日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所療養介護の入所・入院（※1） 	入所・入院日又は入所・入院日の前日
		<ul style="list-style-type: none"> ・公費適用の有効期間終了 	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
居宅介護支援費 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費	—	<ul style="list-style-type: none"> ・日割りは行わない ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。（※1） ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、それぞれにおいて月額包括報酬の算定を可能とする。 	—
日割り計算用サービスコードがない加算及び減算	—	<ul style="list-style-type: none"> ・日割りは行わない ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。（※1） ・月の途中で、要介護度（要支援含む）に変更がある場合は、月末における要介護度（要支援含む）に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、それぞれにおいて月額包括報酬の算定を可能とする。（月途中に介護保険から生保単独、生保併用に変更となった場合も同様） 	—

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。
 なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

3 総合事業における公費助成等の取扱いについて

その他の制度における総合事業の取扱いについては以下のとおりです。

【その他の制度における総合事業の取扱い】

	A2	A3	A6	A7
	訪問型サービス (独自)	訪問型サービス (独自/定率)	通所型サービス (独自)	通所型サービス (独自/定率)
12 生活保護	○	○	○	○
25 中国残留	○	○	○	○
81 原爆助成	○		○	
58 全額免除	○			

○印は請求が可能な公費

ア) 生活保護・中国残留邦人

生活保護法(中国残留邦人等支援法においてその例による場合を含みます。)における、介護扶助給付対象の範囲としては、全てのサービスについて給付対象とします。

イ) 原子爆弾被爆者に対する公費助成について

原子爆弾被爆者については、現在、通所介護や訪問介護等の自己負担部分について全額公費による助成事業が行われているところですが、今般の総合事業の実施に伴う助成範囲については、介護予防サービスのみであり生活支援サービスは対象ではありません。

ウ) 障害者総合支援法に基づく自立支援給付(障害福祉サービス)について

総合事業(第1号事業)は、介護保険サービスと同様に、障害福祉サービスに優先します。すなわち、サービス内容や機能から障害福祉サービスに相当する介護保険サービス(第1号事業を含む)がある場合には、介護保険を優先して受けることとなります。

そこで、障害福祉サービスを受給することができる障害者については、障害者が必要としている支援内容を受けることが可能か否かを適切に判断したうえで、介護保険サービス(第1号事業を含む)を利用し、それだけでは必要と認められる支給量が確保できない場合、又はサービス内容や機能から介護保険サービス(第1号事業を含む)には相当するものがない障害福祉サービスについて、障害福祉サービスを利用することになります。

4 「給付管理票」「請求明細書」記載例

概略

記載例1

パターン:『事業対象者』が総合事業を利用
認定:総合事業[生活支援訪問A3]、事業対象者、2割
ポイント:・事業対象者は支給限度額が 5,032 単位
・生活支援訪問(A3)、生活支援通所(A7)は請求書に給付率を記入しない
・同じサービスでも1割～3割で異なる専用コードがある

記載例2

パターン:『要支援者』が生活支援訪問(A3)を利用
翌月、身体状況の変化により月途中で介護予防サービス(A2)を利用
設定:総合事業[介護予防訪問A2][生活支援訪問サービスA3]要支援1、1割
ポイント:介護予防訪問(A2)と生活支援訪問(A3)を同月に請求する場合は給付率を記入する

記載例3

パターン:『事業対象者(住所地特例者)』が総合事業を利用
設定:総合事業[介護予防訪問A2] 事業対象者 1割
・保険者(他市)
・住所地(岡山市)
・岡山市総合事業利用
ポイント:岡山市のサービスコードを記入する
住所地特例用の事業費明細書欄に記入する
岡山市の総合事業ルール(有効期間あり、支給限度額 5,032 単位)が適用される

【請求方法についてのお問い合わせ先】

〒700-8568

岡山市北区桑田町17番5号

岡山県国民健康保険団体連合会 介護保険課

TEL 086-223-8876

様式第二の三（附則第二条関係）

【記載例1】請求明細書

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
 （訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費）

公費負担者番号																				
公費受給者番号																				

令和	0	2	年	0	8	月分
保険者番号	3	3	1	0	0	9

被保険者	被保険者番号	0	0	0	2	3	4	5	6	7	8											
	(フリガナ)	カイゴ ウメコ																				
	氏名	介護 梅子																				
	生年月日	1	0	年	1	0	月	1	0	日	性別	1	男	2	女							
	要支援状態区分等	事業対象者・要支援1・要支援2																				
認定有効期間	令和	0	2	年	0	6	月	1	5	日	から	令和	0	4	年	0	6	月	3	0	日	まで

事業所番号	3	3	7	8	8	8	8	8	8	8	8
事業所名称	△△ヘルパーステーション										

請求事業者		介護保険負担割合証										
		交付年月日 令和2年 8月 1日										
被保険者	番号	0002345678										
	住所	704-8545 岡山市東区西大寺南町七丁目7番7号										
	フリガナ	カイゴ ウメコ										
	氏名	介護 梅子										
	生年月日	昭和10年10月10日								性別	女	
	利用者負担の割合	適用期間										
		2割	開始年月日	令和2年 8月 1日			終了年月日	令和3年 7月 31日				

介護予防サービス計画	3. 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成										
	事業所番号	3	3	0	0	1	0	0	0	3	3

開始年月日	令和	0	2	年	0	6	月	1	5	日
-------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

事業費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
	支援訪問1 (8割)	A 3 1 6 0 0			1
	2割のサービスコード				

事業対象者(住所)明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数

請求額集計欄	①サービス種類コード / ②名称	A 3	訪問型サービス (独自/定率)
	③サービス実日数	4	日
	④計画単位数		9 8 8
	⑤限度額管理対象単位数		9 8 8
	⑥限度額管理対象外単位数		0
	⑦給付単位数 (④⑤のうち少ない数) + ⑥		9 8 8
	⑧公費分単位数		0
	⑨単位数単価	1 0 2 1	円/単位数
	⑩事業費請求額	8 0 6 9	円
	⑪利用者負担額	2 0 1 8	円
	⑫公費請求額	0	円
	⑬		

1. 事業所請求額を求める
 ⑩事業費請求額
 $《⑦給付単位数 \times ⑨単位数単価》 \times 給付率$
 $988 \text{ 単位} \times 10.21 \text{ 円} = 10,087.4 \quad \doteq 10,087 \text{ 円}$
 $10,087 \text{ 円} \times 80\% = 8,069.6 \quad \doteq 8,069 \text{ 円}$

2. 利用者負担額を求める
 ⑪利用者負担額
 $《⑦給付単位数 \times ⑨単位数単価》 - ⑩事業費請求額$
 $988 \text{ 単位} \times 10.21 \text{ 円} = 10,087.4 \quad \doteq 10,087 \text{ 円}$
 $10,087 \text{ 円} - 8,069 \text{ 円} = 2,018 \text{ 円}$

岡山市の地域区分
 7級地の単価を設定する
 訪問...10. 21
 通所...10. 14

サービス種類
 A3(訪問型サービス 独自定率)
 A7(通所型サービス 独自定率)
 は負担割合証の割合で審査を行わないので給付率を記入しない

サービス種類A3 A7についてはサービスコードと異なる割合で計算されていれば返戻となります。

枚中	枚目
----	----

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
 （訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費）

公費負担者番号		令和	0	2	年	0	8	月分
公費受給者番号		保険者番号	3	3	1	0	0	9

被保険者番号	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7		
(フリガナ)	カイゴ モモコ											
氏名	介護 桃子											
生年月日	1 明治			2 大正			3 昭和			性別	1 男	2 女
要支援状態区分等	事業対象者・要支援1・要支援2											
認定有効期間	令和	0	2	年	0	5	月	0	1	日	から	
	令和	0	4	年	0	4	月	3	0	日	まで	

事業所番号	3	3	7	8	8	8	8	8	8	8
事業所名称	△△ヘルパーステーション									
所在地	〒700-8888 岡山県岡山市北区大供1-1-1									
連絡										

介護保険負担割合証

交付年月日 令和2年 8月 1日

番号	0001234567
住所	700-8546 岡山市北区鹿田町1丁目1番1号
フリガナ	カイゴ モモコ
氏名	介護 桃子
生年月日	昭和12年12月12日
性別	女
利用者負担の割合	適用期間
3割	開始年月日 令和2年 8月 1日 終了年月日 令和3年 7月 31日

介護予防サービス計画	3. 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成									
事業所番号	3	3	0	0	1	0	0	0	2	5
事業所名称										
開始年月日	令和	0	2	年	0	5	月	0	1	日
中止年月日										

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
訪問型サービス1日割	A 2 2 1 1 1	3	9	1
支援訪問1・日割(7割)	A 3 1 9 1 2	2	8	1
3割のサービスコード				

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	概要
負担割合証の割合で審査を行う A2(訪問型サービス) A6(通所型サービス) と負担割合証の割合で審査を行わない A3(訪問型サービス独自定率) A7(通所型サービス独自定率) を1枚の請求明細書で請求する場合は給付率を記入する 1割負担...「90」 2割負担...「80」 3割負担...「70」					

サービス種類コード/②名称	A 2	訪問型サービス	A 3	訪問型サービス(独自/定率)	給付率 (/100)
③サービス実日数	1	5	1	6	
④計画単位数		5	8	5	4
⑤限度額管理対象単位数		5	8	5	4
⑥限度額管理対象外単位数			0		0
⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数)+⑥		5	8	5	4
⑧公費分単位数			0		0
⑨単位数単価	1	0	2	1	円/単位
⑩事業費請求額	4	1	8	0	3
⑪利用者負担額	1	7	9	2	1
⑫公費請求額			0		0
⑬公費分本人負担			0		0

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
 （訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費）

公費負担者番号		令和	0	2	年	0	8	月	分
公費受給者番号		保険者番号	7	7	7	7	7	7	7

被保険者	被保険者番号 (フリガナ)	0 0 0 8 7 6 5 4 3 2	カイゴ タロウ	
	氏名	介護 太郎		
	生年月日	1 明治 2 大正 3 昭和	性別	1 男 2 女
	要支援状態区分等	事業対象者・要支援1・要支援2		
	認定有効期間	令和 0 2 年 0 4 月 1 7 日 から	令和 0 4 年 0 4 月 3 0 日 まで	

事業所番号	3 3 7 8 8 8 8 8 8
事業所名称	△△ヘルパーステーション
〒	7 0 0 - 8 8 8 8

被保険者	番号	0008765432	
住所	700-8545 岡山市北区大供8丁目8番8号		
フリガナ	カイゴ タロウ		
氏名	介護 太郎		
生年月日	昭和11年11月11日	性別	男
利用者負担の割合	適用期間		
1 割	開始年月日	令和2年 8月 1日	
	終了年月日	令和3年 7月 31日	
割	開始年月日		
	終了年月日		

介護予防サービス計画	3. 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成	事業所番号	3 3 0 0 1 0 0 0 2 5	事業所名称	
開始年月日	令和 0 2 年 0 4 月 1 7 日	中止年月日			

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数

被保険者が住所地特例対象者であり、住所地にて総合事業サービスを受けた場合、事業費明細欄ではなく、事業費明細欄(住所地特例対象者)に記載する

保険者市町村の証記載保険者番号ではなく、住所地特例対象者が入所(入居)する施設の所在する市町村の証記載保険者番号を記載する

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要
介護予防訪問介護 I	A 2 1 1 1 1		1	1 1 7 2			331009	

① サービス種類コード/② 名称	A 2	訪問型サービス
③ サービス実日数	4	日
④ 計画単位数	1 1 7 2	
⑤ 限度額管理対象単位数	1 1 7 2	
⑥ 限度額管理対象外単位数	0	
⑦ 給付単位数(④⑤のうち少ない数)+⑥	1 1 7 2	
⑧ 公費分単位数	0	
⑨ 単位数単価	1 0 2 1	円/単位
⑩ 事業費請求額	1 0 7 6 9	
⑪ 利用者負担額	1 1 9 7	
⑫ 公費請求額	0	
⑬ 公費分本人負担	0	

岡山市の総合事業サービスを実施し、岡山市のサービスコードで保険者(77777)に請求する

岡山市の地域区分7級地の単価を設定する
 訪問...10. 21
 通所...10. 14

枚中	枚目
----	----